

びんご運動公園における運営予定事業者の募集について

1 要旨・目的

県立びんご運動公園において、Park-PFI 制度（一部公園施設の整備・管理運営）と指定管理者制度（公園全体の管理運営）を併用した公募を令和5年11月17日から開始する。

2 現状・背景

県立みよし公園・びんご運動公園・せら県民公園についての、今後の戦略的な管理運営の方針となる「ひろしま公園活性化プラン」を令和3年度に策定し、この中で「多様化するニーズを踏まえた魅力向上」等を基本方針として掲げている。昨年度、民間活力の導入による魅力向上等を検討するため、民間事業者からの意見募集やヒアリングを行い、びんご運動公園にて取組を進めることとした。

3 概要

(1) 対象者

民間事業者

(2) 実施内容

ア 施設の概要

施設名称	広島県立びんご運動公園 (愛称 こさかなくんスポーツパークびんご)
公園所在地	広島県尾道市栗原町997番地
設置目的	備後地域のスポーツと多様なレクリエーション活動の振興
都市計画決定面積	87.6ha
公園面積(開設面積)	87.6ha(87.6ha)
開設日	一部開園 平成5年 全面開園 平成14年
公園種別	広域公園
主な公園施設	野球場、陸上競技場、テニスコート、球技場、健康スポーツセンター、コミュニティープール、多目的広場、オートキャンプ場、大型遊具、駐車場・駐輪場、など
利用者数	平成30年度 : 730,137人 令和元年度 : 577,369人 令和2年度 : 526,307人 令和3年度 : 400,749人 令和4年度 : 508,427人

イ 主な参加資格

(ア) 法人等の団体であること。(法人格の有無は問わない)

(イ) 1者で応募する場合は、広島県内に本店もしくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。共同体を構成する場合は、少なくとも1者は広島県内に本店もしくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。

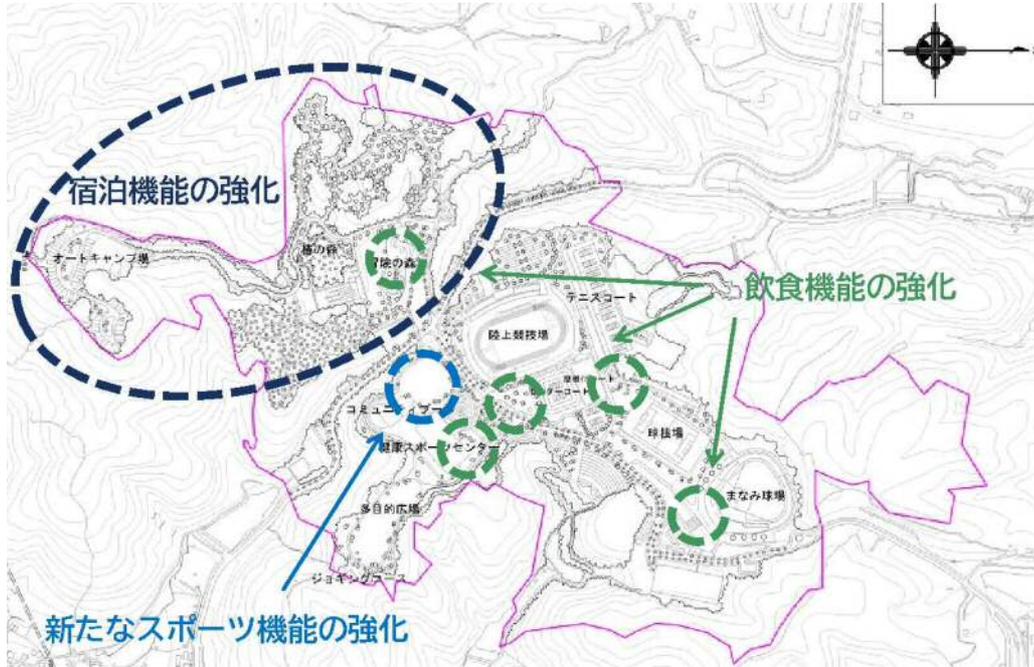
ウ 事業期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 27 年 3 月 31 日まで（19 年間）

※事業者との協定締結や指定管理者の指定は令和 6 年 10 月頃を予定

エ 事業内容等

Park-PFI 制度による一部公園施設の整備・管理運営の内容やそれに対する本県の負担額、指定管理に必要な本県の負担額等は表 1 のとおり。



(表 1)

施設の種別	整備目的・内容等	本県の費用負担
公募対象公園施設	宿泊機能の強化 (グランピング等宿泊施設の整備を想定)	なし（事業者による全額負担）
特定公園施設	新たなスポーツ機能の強化 (スケートボード場などアーバンスポーツ施設や駐車場を整備)	・整備費用の 9 割未満 ・県負担上限額 180,000 千円
公募対象公園施設を除く公園全体	指定管理者による管理（19 年間）	・総額の上限額 3,210,563 千円 (年額 168,977 千円)

(3) スケジュール

ア 募集期間

: 令和 5 年 11 月 17 日～令和 6 年 4 月 26 日

募集要項、指針等の交付	令和 5 年 11 月 17 日（金）～令和 6 年 4 月 26 日（金）
現地説明会	令和 6 年 1 月 18 日（木）
質問書受付	令和 5 年 11 月 20 日（月）～令和 6 年 2 月 22 日（木）
質問書回答	令和 6 年 3 月 15 日（金）
提出書類の受付	令和 6 年 4 月 8 日（月）～令和 6 年 4 月 26 日（金）

イ 選定結果の通知

: 令和 6 年 6 月下旬

ウ 協定締結、指定管理者の指定

: 令和 6 年 10 月頃

1 公募設置管理制度 (Park-PFI) の概要

- ・平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設 (※1) の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設 (※2) の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
- ・事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

2 公募設置管理制度 (Park-PFI) の特例措置

(1) 設置管理許可期間の特例

設置管理許可の期間は最長 10 年であるが、公募設置管理制度に基づき選定された事業者は、上限 20 年の範囲内で設置管理許可を受けることが可能。

(2) 建ぺい率の特例

都市公園では、オープンスペースの確保のため公園施設の建ぺい率を規定 (原則 2%) しているが、公募対象公園施設等を設置する場合は 10% までの範囲で上乘せが可能。

(3) 占用物件の特例

都市公園を占用できる物件は、法令で限定されているが、選定事業者は、自動車駐輪場などを占用物件 (利便増進施設) として設置できる。

<P-PFI のイメージ>

